

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(第35年法律第37号)第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和24年法律164号)第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置(以下「措置」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 措置の対象者(以下「対象者」という。)は、やむを得ない事由により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援等の利用をすることが著しく困難であると認める者とする。

2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 総合支援法の規定により当該措置に相当する障害福祉サービスに係る給付を受けることができる者が、事業者と契約をして指定障害福祉サービスを利用し、又はその前提となる支給申請を期待したいことにより指定障害福祉サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
- (2) 本人の意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない等の理由により、支給申請等ができない場合
- (3) その他福祉事務所長がやむを得ない事由と認める場合

(措置の決定)

第3条 福祉事務所長は、措置の決定を行ったときは、措置決定通知書(様式第1号)により対象者に対し通知するものとする。

(事業の委託)

第4条 福祉事務所長は、総合支援法の規定する指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等又は児童福祉法の規定する指定通所支援事業者等(以下「事業者等」という。)にサービスを提供することを委託するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定による委託を行う場合は、措置委託通知書(様式第2号)により当該委託する事業者等に対し通知するものとする。

(費用の支弁)

第5条 措置に要する費用は、市が負担するものとし、額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「厚労省通知」という。)のとおりとする。
- (2) 指定通所支援 やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「第1号厚労省通知」という。)のとおりとする。

(費用の請求)

第6条 事業者等は、措置に要する費用について、措置費請求書(様式第3号)により福祉事務所長に請求するものとする。

(費用の徴収)

第7条 福祉事務所長は、前条の規定により費用を支弁した場合は、厚労省通知及び第1号厚労省通知に基づき、当該措置を受けたもの又はその扶養義務者から、利用者負担額を徴収するものとする。

(措置の変更及び解除)

第8条 福祉事務所長は、措置を変更、解除したときは、当該措置を受けた者に対しては措置解除(変更)通知書(様式第4号)により、当該事業者に対しては措置委託解除(変更)通知書(第5号様式)により、それぞれ通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。